

第10期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務は、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(老人福祉法第20条の8第1項)及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(介護保険法第117条第1項)を一体のものとして策定することを目的とする。

本計画を策定するにあたり、より効果的な計画とするために専門的な知識と経験を有する事業者を公募し、企画提案(プロポーザル)方式により委託事業者を選定する。本要領は、これに必要な事項を定める。

2. 委託業務名

第10期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託

3. 業務の内容

(1) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(2) 業務の内容

「第10期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務についての企画・実施が可能で、これまでに同計画策定業務の実績を有し、かつ業務内容の調整が必要な場合に、即対応ができる体制がとれる者であること。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、本市との連絡調整、打合せ等に適切に対処できること。
- (3) 行方市暴力団排除条例(平成24年12月条例第24号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。それらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものに該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

5. 予算額

総額 5,000,000円(消費税込み)を上限とする。

【内訳】

令和7年度	1,500,000 円
令和8年度	3,500,000 円

6. 委託事業者選定スケジュール

内容及び期日 (日程は試案)

実施要領、仕様書の公表	令和7年6月2日(月)
企画提案に係る質問の提出期限	令和7年6月10日(火)
質問書に対する回答	随時
参加申出書の提出期限	令和7年6月16日(月)
参加資格審査結果等通知	令和7年6月23日(月)
企画提案書等の提出期限	令和7年7月4日(金)
プレゼンテーション審査	令和7年7月9日(水)
選定結果の通知発送	令和7年7月15日(火)

※スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合がある。

7. 企画提案に関する質問の提出

(※質問がある事業者のみ)

(1)提出期限 令和7年6月10日(火)午後4時00分到着分まで。

(2)提出方法 質問書(指定:様式第1号)を電子メール又はFAXにて送信すること。また、送信後は電話にて送信確認を必ず行うこと。

※口頭による質問は受け付けない。

(3)回答 質問書に対する回答は、原則として本市ホームページに質問者匿名で随時掲載・公表する方式による。また、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加または修正とみなす。なお、必要に応じ質問内容の一部を伏せる場合がある。

8. 参加申出書等の提出

提出された書類に基づき、参加資格を満たしているか審査する。

なお、審査結果は令和7年6月20日に通知を文書・メールにて発送する。

(1)提出期限 令和7年6月16日(月)午後4時00分まで(必着)

(2)提出場所 行方市役所 介護福祉課

(3)提出方法 持参又は郵送

(4)各種様式 市ホームページからダウンロードのうえ、作成すること。

参加申出書(指定:様式第1号)	1部
会社概要(指定:様式第2号)	1部
業務実績書(指定:様式第3号)	1部
業務実施体制調書(指定:様式4号)	1部

9. 企画提案書等の提出

(※プレゼンテーション審査参加資格を有する事業者のみ)

(1) 提出期限 令和7年7月4日(金)午後4時00分まで(必着)

※提出期限までに必要書類が提出されない場合は、参加を辞退したものとする。

(2) 提出場所 行方市役所 介護福祉課

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 各種様式

企画提案書・工程表(任意様式)	正本1部、副本7部 ※副本は無記名
見積書(任意様式)	正本1部、副本7部 ※副本は無記名
見積詳細書(任意様式)	正本1部、副本7部 ※副本は無記名

【注意事項】

- ① 提出書類は、A4縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを貼付すること。ファイルの表面及び見出しに法人名を記載すること。
- ② 企画提案書必要記載事項
10. プレゼンテーション審査の「(イ)評価項目」に係る項目を含み、A4用紙に統一してまとめること。また、企画提案書表紙に申請者名(代表者名)と作成者名を記入すること。
- ③ 副本は無記名とし、事業者名が特定される記述やロゴマーク等は削除すること。
- ④ 見積書作成に係る注意事項
ア 見積金額には、消費税を含まない額、及び消費税を含む額の両方を記載すること。
イ 見積書及び詳細見積書には、件名、金額、住所、社名及び代表者(代理人で指名参加している場合は代理人)を記載し、代表者印(代理人の場合は、代理人の印)を押印すること。
ウ 見積書には、必ず見積った金額の明細となる見積明細書を添付すること。
エ 見積明細書には、令和7年度分と令和8年度分それぞれの見積合計金額を明記すること。
オ 見積書及び見積明細書の正本は、件名(委託業務名)及び社名を記載した封筒に入れて、企画提案書と一緒に提出すること。なお、封筒の糊付け部分には、代表者印(又は代理人)で割印を付すこと。

【参加の辞退】

① 提出書類

企画提案書等の提出後に参加を辞退するときは、参加辞退届(様式第6号)を提出すること。

② 提出方法

令和7年7月4日(金)午後4時00分までに持参又は郵送(必着)

※参加辞退届提出後は辞退を撤回できないものとする。

10. プレゼンテーション審査

(※プレゼンテーション審査参加資格を有し、「9. 企画提案書等の提出」をした事業者のみ)

(1) 日時 令和7年7月9日(水)午前9時30分から(予定)

開始時間は各参加者に別途通知する。

※審査の順番は「プロポーザル参加に係る申出書」の到着順とする。なお、郵便で同時に配達されたものについては事業者名の五十音順で早い方を前とする。また、提案者が1者のみの場合も審査を実施する。

(2) 場所 行方市役所 玉造庁舎 第1会議室 行方市玉造甲404

(3) 機材 プレゼンテーション用モニター、スクリーン、及びレーザーポインターは市で用意するものとし、PCは参加者が持参するものとする。なお、その他の必要な設備及び持参する機材がある場合は、事前に問い合わせること。

(4) 人数 1提案者につき3名以内とし、事業所の職員でない者の参加は認めない。なお、プレゼンテーションは、必ず本事業を担当する技術者が行うこと。

(5) 資料 プレゼンテーションの際に使用する資料(モニターで投影する資料等)は、全て「9. 企画提案書等の提出」の提出書類に含めることとし、追加資料の提出並びに提出書類に含まれない資料の投影は認めない。

(ア) 審査内容・審査の流れ

参加資格を満たした事業者から提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを、第10期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関わる市の職員が審査、質疑応答を実施する。その際、市企画提案書、見積書等及びプレゼンテーションの内容から相対的に加点を行い、合計得点の高いものから順位を決定し、最も評価の高い者を選定する。同点であった場合は、最高評価の項目が多い者を上位とする。最高評価の項目が同数だった場合は、協議により選定する。

・審査内容

- ① プレゼンテーション 20分以内
- ② 質疑応答 15分程度

※時間配分については目安であり、多数の事業者からの応募があった場合、プレゼンテーション、質疑応答の時間が短くなる可能性があることに留意すること。なお、時間配分、審査順番、審査開始時刻は、「8. 参加申出書等の提出」の審査結果とともに通知する。

(イ)評価項目

項 目		選定基準
(1)受託候補者の技術力	①受託候補者の業績実績について	・同種の計画策定業務等の実績を有しているか。 ・業績実績は行方市と同規模以上の自治体のものとなっているか。
	②業務担当者の業績実績、適正（専門分野、資格取得状況）について	・同種の計画策定業務において、10年以上の経験を有しているか。 ・業務に関連した専門的な資格を有しているか。
(2)受託候補者の実施体制について	③本業務に精通した部門を有し、かつ当該部門が主体的に業務を担当するかについて	・受託候補者は本業務に精通した部門を有し、かつ当該部門が主体的に業務を担当するか
	④本業務の業務実施体制について	・業務実施体制について十分な人員を用意しているか。（担当者数、スタッフ体制の確立） ・業務実施体制の者は、本業務を実施できる程度に手持ち業務が限られているか。
(3)企画提案書の内容	⑤本業務受託に当たっての基本的な考え方について	・全体の視点は適切か。 ・考え方から受注しようとする意欲があるか
	⑥当市の特色、課題に関する考え方について	・当市の特色や課題について把握しているか
	⑦業務工程の考え方について	・無理のない計画となっており、個別の作業工程においても効率的に組まれているか
	⑧仕様書の内容の実施方法について	・仕様書の内容を全て反映した提案となっているか。 ・実施する業務の方策は示されているか （基礎資料の収集、整理、分析方法、当市の特性、課題など）
	⑨提案内容の実現性について	・提案の具体性、実現可能性がある提案になっているか。
	⑩提案の独自性について	・他の受託候補者の提案と比べて、独自性がある提案になっているか
	⑪企画提案書の簡潔さ、分かりやすさについて	・企画提案書の構成や内容が分かりやすくまとまりがあるか
(4)見積金額	⑫提案限度額内での業務内容について	・予算限度以内で事業費を抑える努力が見られるか。
(5)プレゼンテーションの内容	⑬説明内容について	・企画提案書の内容と説明の内容に整合性があり、分かりやすくまとまりがあるか。
	⑭本業務を受注する意欲について	・企画提案書、プレゼンテーションの内容から事業者の受注意欲があるか
	⑮質疑への応答について	・質問への応答において、的確な回答がなされているか。

(ウ)選考結果の通知

審査(選考)結果は、令和7年7月15日(火)に書面により郵送する。

(エ)受託候補事業者との協議・契約

選考された受託候補事業者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。この際、市は事業の円滑、かつ、具体的な実施のために提案内容の変更や新たな事項を求める場合がある。

なお、受託候補事業者と本市との協議が整わない場合、または受託候補事業者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点受託候補事業者と協議を行うこととする。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。なお、事業者の事情により業務の実施ができなくなった場合においても、準備のために支出した費用等について本市は補償しない。

11. 失格事由

参加申出をした事業者が、必要書類の提出日から決定までの間に、次のいずれかに該当した場合は参加を取り消し、審査及び選定の対象から外することとする。

- (1)提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (2)審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3)公募要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4)その他不正行為があった場合

12. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係り提出する書類及びプレゼンテーションにおいてモニターで投影する資料等に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (2) 本プロポーザル選考への参加に関する一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (3) 仕様書等において市が示す事項に適合しないことが事業者の自己申告、提出書類の記載事項等によって明らかである場合、審査段階によって以下の対応を取るものとする。
 - ①参加申出書提出時:審査に不合格である旨を通知する。
 - ②企画提案書提出時:参加申出書提出時に審査に合格した場合でも、プレゼンテーション審査参加資格を取り消し、その旨を通知する。
- (4) 提出期限を過ぎてからの書類の追加、変更、及び撤回は認めない。
- (5) 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (6) 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- (7) 提案者は、本件に関して本市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。なお、提案が採用された場合も同様とする。
- (8) その他、この要領に定めのない事項については、別途行方市の指示によるものとする。

【提出先及び問い合わせ先】

行方市市民福祉部介護福祉課 担当:野原

〒311-3512 茨城県行方市玉造甲404

電 話 0299-55-0111(内線122)

FAX 0299-55-0110

電子メール name-kaifuku@city.namegata.lg.jp